

第7章 国庫補助事業の活用

(1) 考え方

地域公共交通の充実に向けては、本市の各種支援制度に加え、国庫補助事業(図7-1)を有効活用するなど、関係者で連携して取組を進めていきます。



図7-1 リ・デザイン関係予算一覧

資料) 国土交通省資料

(2) 活用の方向性

生活交通バス路線維持制度により運行を維持している生活交通バス路線(図7-2)や、新たな地域交通サポート事業(仮称)により導入した新たな地域公共交通(図7-3)のうち、国の指定する交通不便地域の解消に資する路線であり、かつ、地域や事業者等の運営努力だけでは維持が難しい路線については、必要に応じて、地域公共交通確保維持改善事業の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用し運行を維持・確保します。

また、民間企業による交通DX・GX・共創の取組(自動運転、MaaS等)や交通事業者による公共交通のバリアフリー整備等においても国庫補助事業を活用し、取組を推進します。

横浜市生活交通バス路線

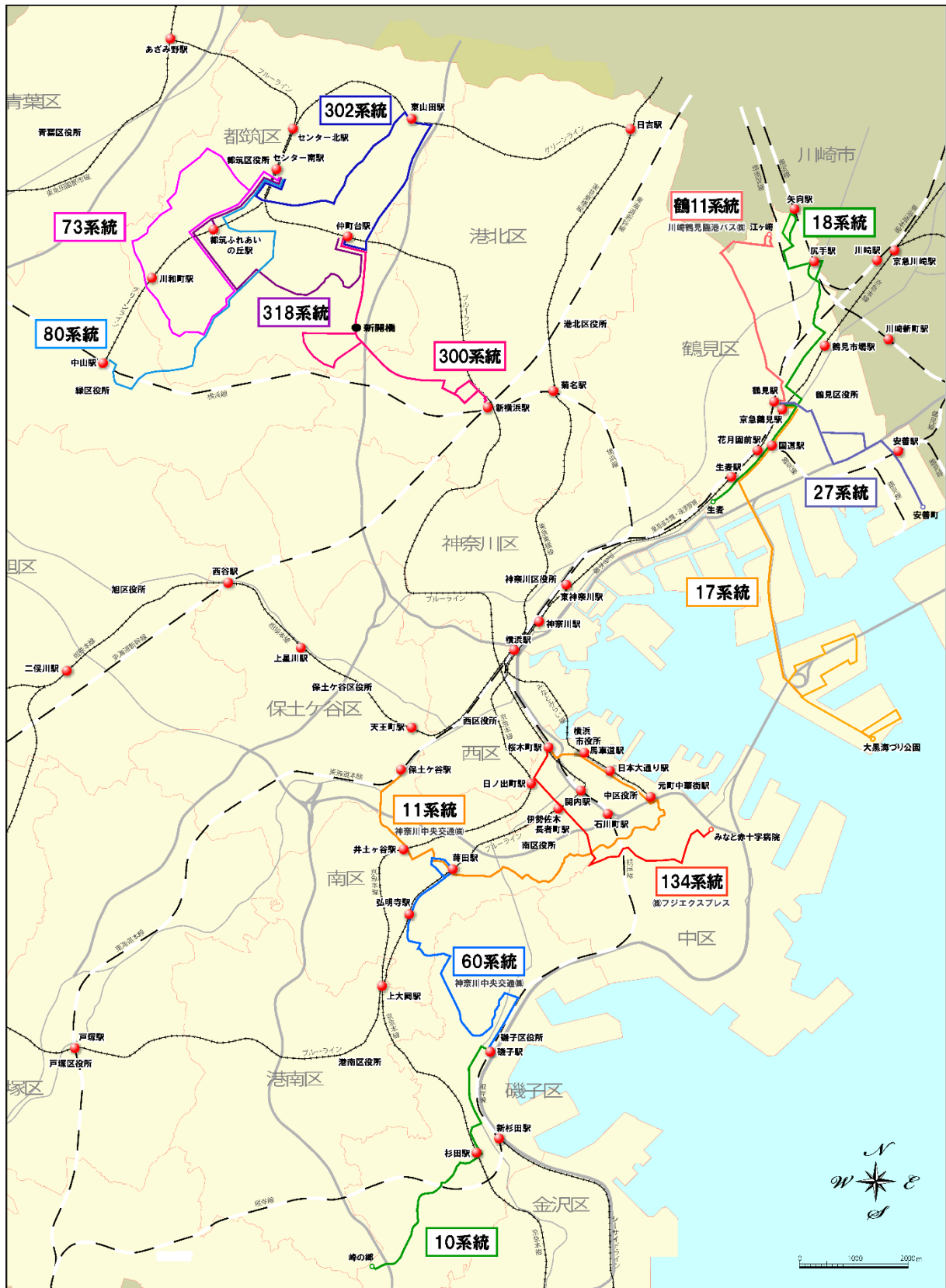
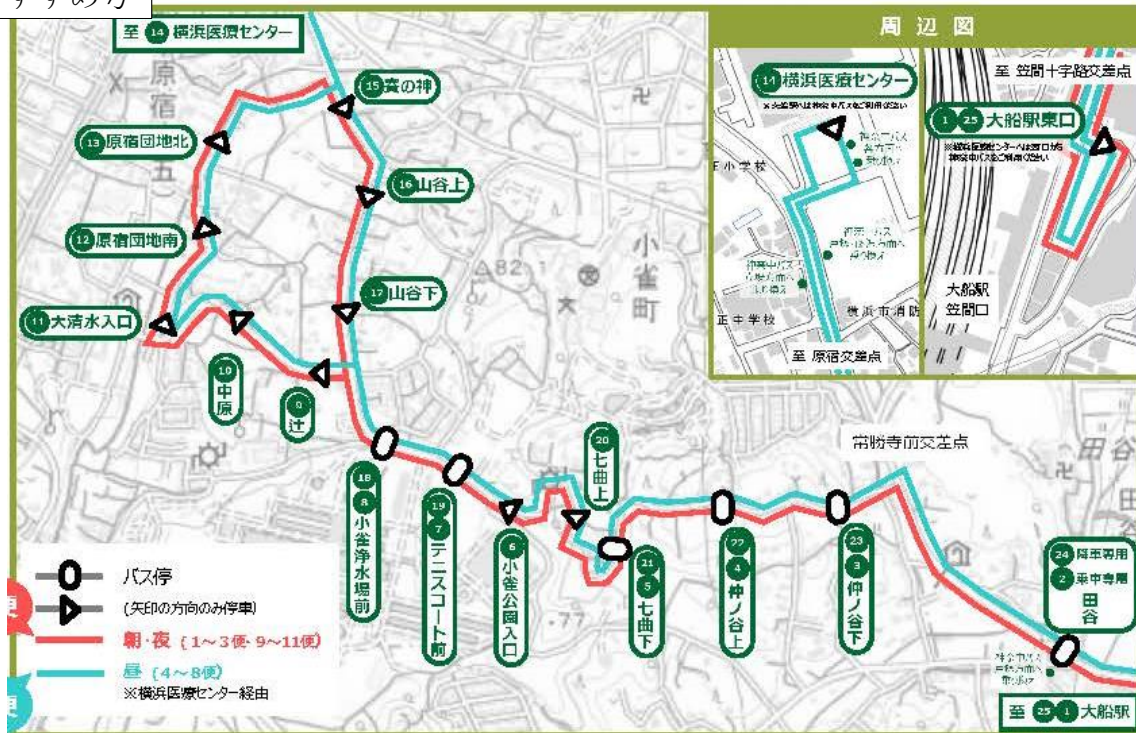


図7-2 生活交通バス路線図

資料) 横浜市作成

こすずめ号



四季めぐり号

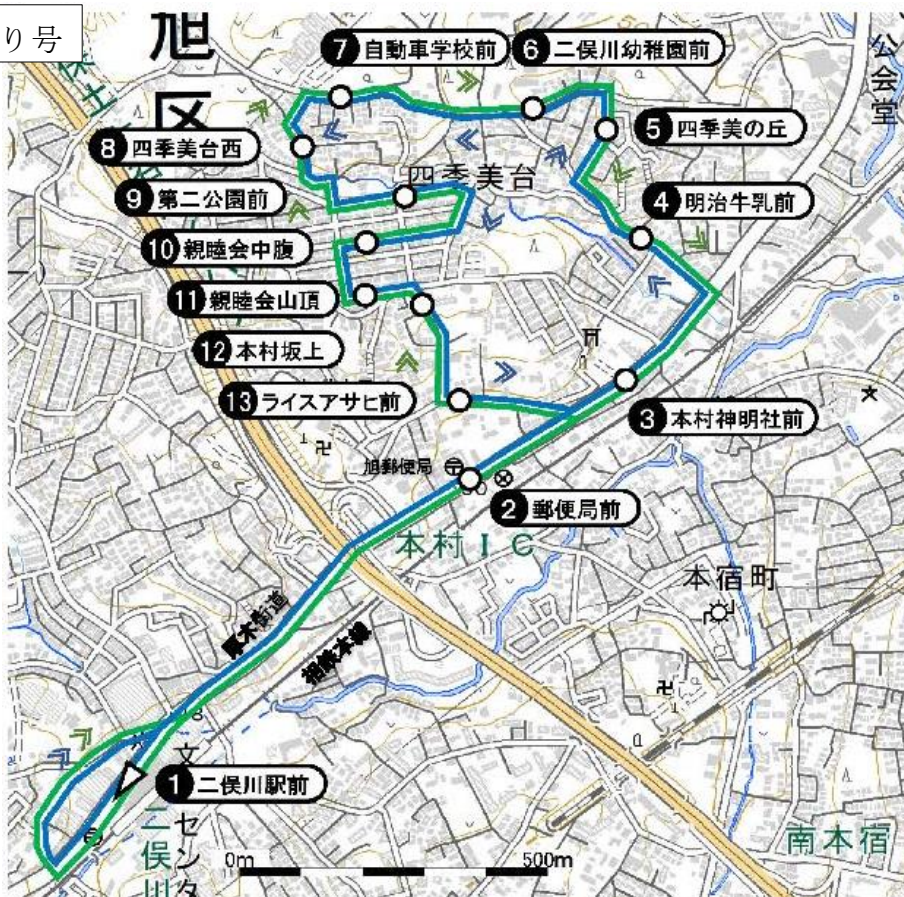


図7-3 新たな地域公共交通（乗合タクシー）の例

資料) 横浜市作成